

意見書

対象者（いずれかにチェック）

☐ 1	(1) 本市の区域内に住所を有する方 (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有する方 (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 本市の区域内に存する学校に在学する方
☐ 2	1 以外の市営地下鉄をご利用いただいているお客様 ※ こちらに該当する方からのご意見は、「横浜市公共事業評価制度」に基づくご意見としての取り扱いにはなりません。同制度に基づき聴取したご意見と同等に、本事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。

住所	
氏名	

「ブルーライン新信号システム更新事業」に関する公共事業事前評価調書（案）について

【ご意見及びその理由】

注意事項

- ・ ご意見は、日本語でご記入ください。
- ・ 未記入の項目があった場合は、有効なご意見として取り扱うことはできません。
- ・ 電話又は口頭でのご意見への対応はできません。
- ・ ご意見への個別の回答は致しません。
- ・ ご意見については、個人情報を除き、市の考え方とあわせて後日、ホームページで公表します。
- ・ ご意見に付記された個人情報につきましては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、本件に関する業務に限って利用させていただきます。